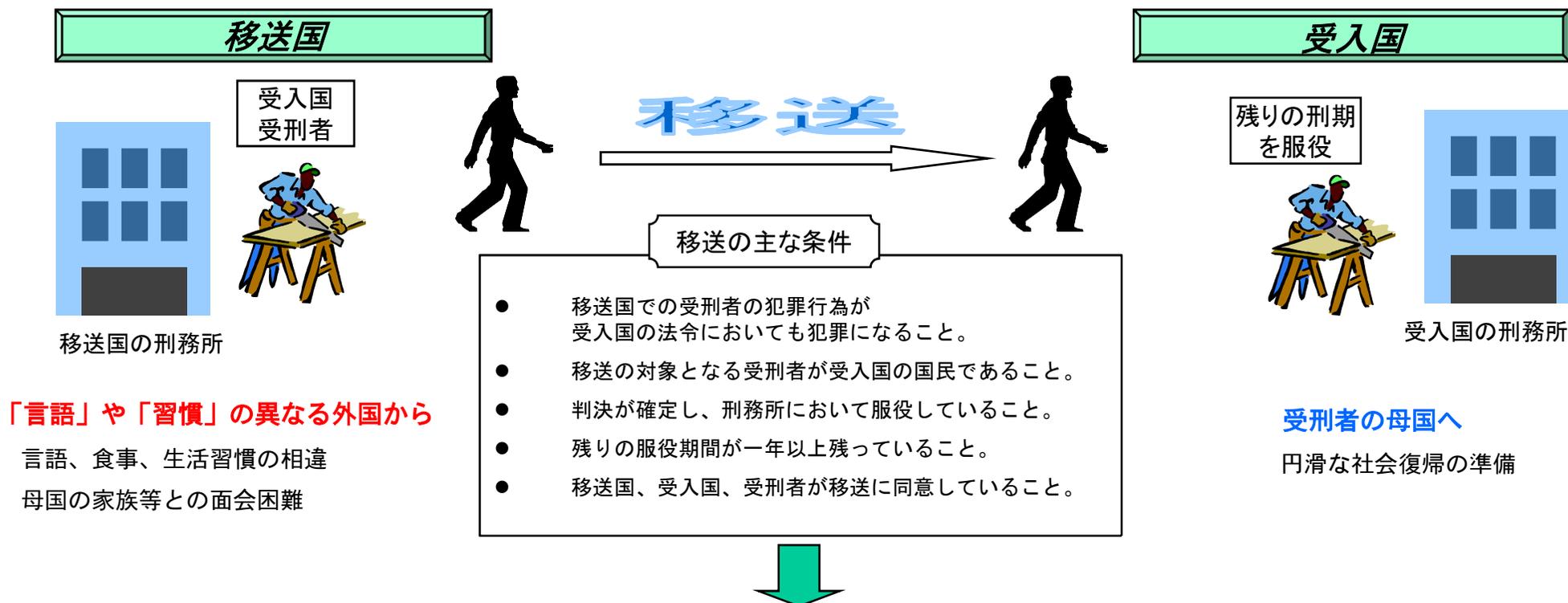


日・タイ受刑者移送条約

日・タイ間において、相手国で服役中の自国民受刑者を母国において刑に服する機会を与えるため、受刑者をその本国に移送する手続等について定める。

- ・現在の日本におけるタイ人受刑者は82名（2009年10月現在）、タイにおける日本人受刑者は14名（2009年12月現在）。日・タイ間の人的交流の発展に伴い、相手国で刑罰を科される自国民受刑者の移送における協力関係を構築することが重要である。
- ・タイの受刑者移送制度は、欧州評議会が作成した受刑者移送条約（CE条約）に基づく制度と多くの点で類似しているが、裁判国にのみ特赦等を行う権限があるとする等の独自の基準も有していることから、CE条約には加入せずにこれまでに27か国と二国間の受刑者移送条約を締結。我が国は、CE条約に2003年に加入し、その締約国（我が国を含め64か国）との間で、受刑者移送が可能となっている。我が国は、CE条約締約国以外で二国間の受刑者移送条約を締結するのはタイが初めて。



「言語」や「習慣」の異なる外国から

言語、食事、生活習慣の相違
母国の家族等との面会困難

日・タイ間で相手国で服役している受刑者に母国において服役する機会を与え、社会復帰の促進に寄与する。